

様式第 8 (第 12 条関係)

表 面

12 センチメートル

第 号	
湖沼水質保全特別措置法第 32 条第 2 項の規定による身分証明書	
写 真	職名及び氏名
	年 月 日生
	年 月 日発行
	年 月 日限り有効
	都道府県知事 印

8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

裏 面

湖沼水質保全特別措置法抜すい

第 32 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第 30 条第 2 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けた者に対して、当該処分に係る措置の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、湖辺環境保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入り、第 30 条第 1 項に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の湖辺環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

三 第 32 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者